【新型コロナウイルス】 日本における水際対策措置(9月7日以降の水際措置の見直し)

2022年9月4日 在ブリスベン総領事館

## 【ポイント】

●日本政府が有効と認めるワクチンを 3 回目接種済であることの証明書を所持する人は、搭乗する航空機の日本への到着予定時刻が 9 月 7 日 (水) 午前 0 時 (日本時間) 以降の場合、「出国前 72 時間以内の検査(陰性)証明書」の提出は不要になります。

## 【本文】

- 1 日本政府が有効と認めるワクチンを 3 回目接種済であることの証明書を所持する人は、搭乗する航空機の日本への到着予定時刻が 9 月 7 日 (水) 午前 0 時 (日本時間) 以降の場合、「出国前 72 時間以内の検査(陰性)証明書」の提出は不要になります。
- 2 有効なワクチン接種証明書を所持していない人は、引き続き出国前 72 時間 以内の陰性証明書の提出が必要ですので、ご注意ください。

有効なワクチン接種証明書については、以下のリンク先をご参照ください。

〇出国前検査証明書(厚労省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00248.html 〇日本政府が定めたワクチン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border\_vaccine.html

- 3 厚生労働省 HP に掲載されている「水際対策強化に係る新たな措置の Q&A」の内容が更新されました。当館に寄せられたご質問の中でご質問の多かった内容に関し、同 Q&A から回答を抜粋いたしますので、ご参考になさってください。
- 〇「水際対策強化に係る新たな措置」の Q&A (厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/content/000945020.pdf

なお、Q&Aに関する更なるご質問や個別具体的なケースに関するご質問は、厚生労働省の相談窓口に直接ご相談頂きますようお願いします。

〇 厚生労働省相談窓口(「新たな措置」に関する一般的な照会)

050-1751-2158, 050-1741-8558

(以下 Q&A から抜粋)

## 【新型コロナワクチン接種証明書】

(問 15) 子供もワクチン接種証明書が必要となりますか。 (答)

- 1 子供も、有効なワクチン接種証明書を保持している場合は、出国前 72 時間 以内の陰性証明書の提出は不要です。
- 2 有効なワクチン接種証明書を保持していない 18 歳未満の子供については、 有効な接種証明書を保持する同居する親等の監護者が同伴し、当該子供の行動 管理を行っている場合は、特例的に、有効な接種証明書を保持する者として 取 り扱い、当該監護者と同様の陰性証明書の免除が認められることになります。

※接種証明書を保持していない 18 歳未満の子供が単独で(接種証明書を保持する保護者 の同伴なしで)入国する場合には、上記の特例は認められません。

【出国前 72 時間以内の検査(陰性)証明書】

(問1)入国の際に、「陰性」の検査証明書は必ず必要ですか。 (答)

- 1 有効なワクチン接種証明書を保持している場合、日本人・外国人を問わず、 「出国前 72 時間以内の検査(陰性)証明書」の提出は不要です。
- 2 有効なワクチン接種証明書を保持していない場合は、日本人・外国人を問わず、「出国前 72 時間以内の検査(陰性)証明書」の提出は必要です。
- 3 いずれかの証明書が提出できない場合、原則として日本への上陸が認められないことになります。

御参考:水際対策に関する厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00209.html

## 4 その他参考となる連絡先

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口

日本国内から:0120-565-653

海外から: +81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

〇出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線4446,4447)

〇外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション(ビザ)

日本国内から:電話:0570-011000(ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)

海外から: +81-3-5363-3013

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所: Level 17、12 Creek Street、Brisbane、QLD 4000 電話: 07 3221 5188

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm